

空 乗 第 6 1 号

平成15年 6 月 20日

一部改正国空航第 8 4 9 号

平成 2 4 年 3 月 3 0 日

## 航空法施行規則別表第二の運用について

標記については、下記のように取り扱うものとする。

### 1. 飛行経歴の飛行時間

(1) 別表第二に定める飛行経歴の飛行時間には、次の時間が含まれるものとする。

(ア) 我が国と同等若しくはそれ以上の試験を行う外国政府の授与した操縦士の資格に係る技能証明書又は防衛大臣の交付した操縦士に係る技能証明書を有する者が、当該技能証明書に基づいて行った飛行時間

(イ) 防衛省において操縦練習を許可された者の有する操縦練習の時間

(ウ) 技能証明を申請する場合における当該種類の航空機の機長時間、単独飛行時間、同乗飛行時間、副機長時間及び機長見習業務又は機長代行業務を行った時間

(2) 他の種類の航空機の時間を別表第二に定める飛行経歴として充当する場合には、他のいずれか 1 種類の航空機の飛行時間をもって充当できるものとする。

(3) 航空機の各種類間の飛行経歴の充当は、時間についてのみ適用し、野外飛行の距離及び夜間の離着陸回数等を規定した経歴は当該種類の航空機（動力滑空機の場合における飛行を除く。）によるものとする。

### 2. 機長としての飛行時間

機長としての飛行時間（機長時間）には、次の時間が含まれるものとする。

なお、本項の規定は時間についてのみ適用し、離着陸回数については適用されないので注意すること。

(1) 機長としての業務を行った飛行時間。ただし、操縦席に着いている場合

に限る。

- (2) 操縦士の資格に係る技能証明を有する者が、受けている限定と同一種類の航空機について上級の資格を申請する場合における、当該同一種類の航空機についての単独飛行時間
- (3) 操縦士の資格に係る技能証明を有する者が、受けている限定と異なる種類の航空機について技能証明を申請する場合における、受けている限定と同じ種類の航空機についての単独飛行時間
- (4) 法第35条及び法第35条の2で定める操縦練習の監督を行った操縦教員又は監督者の飛行時間。ただし、同乗教育の場合に限る。
- (5) 法第24条で定める技能証明の実地試験、法第29条第4項で定める航空大学校及び指定養成施設（テストコースを含む。）において行われる進捗審査並びに技能審査、法第29条の2で定める技能証明の限定の変更の実地試験、法第72条で定める機長資格の認定の実地審査又は運航規程審査要領細則で定める機長に係る審査を受けた操縦士の飛行時間
- (6) (5)項の実施のために操縦席において立ち会った操縦教員、有資格操縦士、試験官、審査官、査察操縦士、査察担当操縦士、技能審査員又は技能審査担当操縦士としての飛行時間
- (7) 技能証明を有する者が模擬計器飛行により、計器飛行等の練習を行った飛行時間（衝突防止の見張りを行うために搭乗した有資格操縦士が見張り業務を行った時間は他の項に該当する場合を除き、機長時間とはならず、その他の時間となる。）
- (8) 航空大学校及び指定養成施設（テストコースを含む。）の教育課程のうち別に定める要領により運航安全課長が指定した飛行時間
- (9) 航空大学校及び指定養成施設（テストコースを含む。）の事業用操縦士の資格に係る課程を修了した者が、事業用操縦士の資格に係る技能証明を申請する場合における、当該課程における単独飛行時間
- (10) 法第71条の3第1項で定める特定操縦技能審査を受けた操縦士の飛行時間。
- (11) 操縦席において立ち会った操縦技能審査員としての飛行時間
- (12) 法第71条の3第1項で定められた操縦技能審査員の認定を受けるために試験を受けた操縦士の飛行時間及び当該試験飛行を操縦席において実施した

者の飛行時間。

注) (10)(11)(12)項については相当審査、相当認定期間中も同様とする。

### 3. その他

- (1) 「機長の監督の下に行う機長見習業務としての飛行時間」は、副操縦士として機長の監督の下に機長見習業務を行った者について、別に定める要領により運航安全課長が指定した飛行時間（ただし、180時間を限度とする。）とする。
- (2) 「機長以外の操縦者としての飛行時間」は、法第65条第2項でいう副操縦士としての飛行時間又は航空運送事業者に所属する者が運航規程に定められた副操縦士として乗務した飛行時間とする。
- (3) 次の飛行時間は、「機長以外の操縦者としての飛行時間」には該当しないものとし、飛行経歴としての飛行時間（同じ種類の航空機の場合に限る。）に該当時間を算入できるものとする。
  - (ア) 航空運送事業者の運航規程及び運航規程付属書に定められた適切な監督資格を有する機長の監督下で、機長としての操縦業務を代行した飛行時間（機長代行業務としての飛行時間という。）
  - (イ) 定期運送用操縦士の資格を有し機長資格を受けるために機長席において、機長業務を行った飛行時間（同乗飛行時間として取り扱うこと。）
- (4) 計器飛行証明を申請する場合の時間（模擬飛行装置又は飛行訓練装置による時間を含む。）は、航空機の種類を問わない。また、単独飛行時間は、機長時間とみなすことができる。

### 附則

本通達は、平成24年4月1日から施行する。